

## 奈良県告示第十八号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成二十六年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三―七―二六

二 会場の運営及び窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一 双馬ビル四階四〇一号室

三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	平成二十六年八月十八日
第二日	平成二十六年八月二十五日
第三日	平成二十六年九月一日

2 科目

公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場

奈良県産業会館

大和高田市幸町二―三三 電話 ○七四五―二二―二七二七

五 講習予定人員 九十人

六 講習料 一万八千円

七 受講についての問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一 双馬ビル四階四〇一号室

電話 ○六一六九四二―六四五三